

令和7年 第2回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和7年2月10日（月）
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室
開議	午前10時56分～午後10時44分
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 6番 河中 司 7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔
不応招委員	5番 正影 博一
出席委員数	10名
欠席委員数	1名
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第5号 非農地証明願について
日程第6	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	9番 近藤 克己 11番 竹下 桂輔

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、9番 近藤 克己 委員、11番 竹下 桂輔 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の3番から9番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和7年第2回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第2号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号3、所在、富西谷840-1、田、他計3筆、4,019㎡。 貸付人、岡山市中区古京町一丁目7番36号、岡山県農林漁業担い手育成財団、借受人、富西谷857番地の1、古市 久義、合意解約によるものです。 番号4、所在、●●、田、他計3筆、4,019㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号5、所在、●●、田、2,016㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号6、所在、●●、田、他計3筆、2,947㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号7、所在、●●、田、他計4筆、8,771㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号8、所在、●●、田、2,052㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号9、所在、●●、田、他計3筆、4,057㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。

会長 川口	以上7件です。 これをもって報告を終わります。 日程第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の7番から12番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案4ページをご覧ください。 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号7、所在、●●、畑、他計3筆、1,072㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、4,627㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、管理機1台。 番号8、所在、●●、田、他計3筆、294㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、1,885㎡、通作距離、0.1km、農機具なし。 ●●へ農作業の委託し、農業経営を行う。 番号9、所在、●●、田、457㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、7,164㎡、通作距離、0.1km、農機具、田植機1台、管理機1台。 番号10、所在、●●、畑、53㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、14,486㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、粃摺り機1台。 番号11、所在、●●、田、他計2筆、2,480㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、23,592㎡、通作距離、0.8km、農機具、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台。 番号12、所在、●●、田、他計10筆、4,341.82㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの。 取得後の耕作面積、4,341.82㎡、通作距離、1.6km、農機具、管理機1台。 以上6件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。

委員	(発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。 「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第5 議案第5号 非農地証明願について、この議案の5番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案6ページをご覧ください。 議案第5号 非農地証明願について。 番号5、所在、●●、田、24㎡。 判定地目、宅地、利用状況、30年前に、隣接宅地の所有者が住宅を建築し、宅地の一部として利用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。 申請人、●●。 以上1件です。 去る1月30日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。 その結果、この件は要領の対象要件を満たすものとして、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。

事務局長 角田	よって議案第５号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第６ 議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請について、この議案の１番から５番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。 議案１２ページをご覧ください。 議案第７号 農地法第５条の規定による許可申請について。 番号１、所在、●●、畑、１９㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、墓地１区画、墓石１基、１９㎡、転用自由、現在、本家の墓地に先祖を埋葬しているが、手狭である。今度、父が亡くなり埋葬場所がなく、新たに墓地が必要となったため。 資金計画、自己資金１９８万円、●●承諾。 番号２、所在、●●、田、他計２筆、８５０㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、搬入搬出車両の待機場及び旋回場 職員駐車場（９台分）、８５０㎡、転用自由、申請地付近の子会社である●●と部品や製品の搬入搬出を常時行っている。●●場内は、職員の車両等があり、搬入搬出車両の旋回場所や待機場所が少なく、やむを得ず、搬入搬出口に面した町道で、待機する場合があります、騒音や通行障害などの苦情が出ている。この度、申請地を譲り受け、搬入搬出車両の待機場及び職員駐車場を新たに整備するもの。 資金計画、自己資金３６５万円、●●承諾。 番号３、所在、●●、田、４７１㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、特定建築条件付き売買予定地 住宅 ２棟、４７１㎡、転用自由、申請地周辺は、学校や商店、病院等が近く、住宅地に適しているため、申請地を譲り受け、特定建築条件付き売買予定地として造成するもの。 資金計画、自己資金、３，４１１万円、●●承諾。 番号４、所在、●●、田、他計３筆、９３５㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、特定建築条件付き売買予定地 住宅 ３棟、９３５㎡、転用自由、申請地周辺は、商店や病院等が近く、宅地化が進んでおり、住宅用地として適しているため、申請地を譲り受け、特定建築条件付き売買予定地として、造成するもの。 資金計画、借入金、５，４８５万円、●●承諾。 番号５、所在、●●、田、２８９㎡。
----------------	--

会長 川口	譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、露天作業場、進入路、289㎡、転用自由、自己所有農地への進入路及び露天作業場として利用するもの。 資金計画、自己資金、200万円、●●承諾。 以上5件です。 これをもって提案理由の説明を終わります。 本件について、担当委員より、追加説明をお願いします。 議案番号1番の件について、香南地区担当の田淵委員から説明をお願いします。
田淵 委員	2月3日に現地確認を行いました。問題なしということで報告いたします。
会長 川口	議案番号2、4、5番の件について、芳野地区担当の私から追加説明をいたします。 2番の案件ですが、現地を見て進入路16mに側溝をつけてもらうこと、田んぼの方に擁壁があってそれも老化しているのでそれを新しくしてもらうということで報告させていただいています。 4番が●●、5番が●●に所有者を変えることになっていますけど、本当は1つの田んぼでそれを分筆して進入路を作ることになりますけど、面積で言うと1,000㎡を超えて開発申請しないといけないのを分けていると思います。進入路だけなら3mの道をつければ進入路になりますけど、その空いたところを作業場として広げて1つのものにするということだったので、不要な土地を進入路にするわけにはいかないのだからこれは受けられないということを相手に報告しています。 935㎡については先に開発してしまうと進入路がなければ●●の田んぼに行くことができないので同じ条件で待ってもらって同じ時期に許可を出さないといけないということで相手に報告をしています。以上です。 議案番号3番の件について、大野地区担当の北山委員から追加説明をお願いします。
北山 委員	先だって確認に行きました。申請者の方と協議した結果、道路が狭いので幅員をとるために側溝に入れて純分に幅員をとるということで協議したんですけど、そこまで行く道路が狭いのではないかとということがありまして、町の方に確認してそれができたらということで説明しております。以上です。

会長 川口	これをもって追加説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、8番 北山委員。
北山 委員	この件につきまして農地部会の皆さんと現地確認させていただきました。1番の沢田の基地の件については、報告の通り問題ないということで承認しております。 2番の件についてですけど、先程説明がありましたけど、水路を付けるところが老化してブロックが崩れかけているのでそれを新たにやり直してということで条件付きで承認しております。 3番の竹田の件についても住宅地になるところは道路の幅が4m通っていることで側溝を入れて、入っていく進入路が狭いということで町の方へ確認するという条件付き承認しております。 4番、5番ですけど、報告の通り二分してやるということで手前の方は進入路をつけないといけないので、その進入路の範囲が広いのでこれほどの道路はいらないのではないかということで協議しております。後に3条の方で振り替えてやるということで来月以降に議題に挙がってくるということで承認しておりません。以上、報告をさせていただきます。
会長 川口	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件の1番、2番の案件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。3番、4番、5番は条件の確認がありますのが来月になります。 よって、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第7 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案9ページをご覧ください。 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画

	の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、9筆、13,017㎡。権利種別、所有権移転、有償4筆、10,242㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての案件は、承認することに決定しました。 日程第8 その他について、その他協議事項はありませんか。
事務局長 角田	お手元に資料を何件か配布しております。1つ目が転用した後に何もせずに放置しているケース、その後転用目的のものと違うものが何年か後に出来ているケースが見受けられるのでその辺の基準を明確にしようということで役員会の方で話をさせていただきまして定めたものをお配りしております。
主任 山崎	定めたというよりかは明確化するという意味あいとして、まず農地転用の許可後の取扱いということで1番、2番と設けさせております。これは農林水産省が出している農地転用の事務処理要領ということで明確化しております。後ろに付けております4条、5条で、条件ということで申請書に書かれた内容をしっかり行うことと、許可が出たら3カ月後、1年後と進捗状況や、完成したらその旨を報告するように条件を付けさせていただいております。それができていないので明確化して皆様の目をお借りしながら事務局も確認しながらやっていけたらと思っております。以上です。
会長 川口	3カ月後、1年後に報告というのは分かりますけど、それを過ぎて何年も経ったら取り下げるように指導するようということですが、取り下げができるのか、できないのか。農業委員会で決定ができるのかについて。
主任 山崎	最終的には農地転用自体は町の許可になるので町長に意見を言うことは

	農業委員会からできると思います。できることとしては委員会として指導して最終的には取り消しの意見を町に伝えることはできる。
会長 川口	本人に伝えず町に伝えるということですか。
主任 山崎	そこも含めての指導になります。
会長 川口	両者にするということですか。
主任 山崎	そうですね。
事務局長 角田	次に写真付きの資料になります。これが町内2ヶ所になりますけど、無断で転用して開発規模のことをしております。 まず1つ目が●●になります。こちらが●●で写真だと原野ですけど2枚目を見ると分かりますけど、整地して法面も吹き付けもしておそらく墓地にしようとしていると思いますけど、その内の地図でいうと左端の縦の方に田が3枚が潰されていて、写真でいうと向かって右側に上がり道があっておそらくその下が農地だったと思われるところです。これが開発の案件が絡んできますので、関係課と協議してどう進めるかというところです。 もう1件が●●になります。右上に見えているのが旧国道、一番右上は元県が所有していた分譲地になります。そこの左手の山に入ったところの一部に田がありそこを埋め立てています。赤線の方も埋め立てをしている状態でこちらも委員さんと現地確認しているところです。こちらも同じく関係する課と協議してどういった対応をするか進めたいと思います。今日のところはそういった報告までということです。以上です。
会長 川口	赤線は建設課の協議になっていると思いますけど、うちに前にあった●●の時に掘ってもらって現況を確認させてもらった件がありました。これをそのままにという訳にはいかないと思うので同じ方法で農業委員会は進まないといけないと思いますがどうでしょうか。
北山委員	前例があるわけですから、これを黙認して仕方がないはいけないと思います。何らかの形で協議する必要があると思います。
会長 川口	他の方はどうですか。
柳井委員	10mも掘れというのもどうなんでしょうか。

川口会長	2, 3 m掘らしているわけですから、1 5 mなら掘らなくていいという訳にもいけないと思います。
河中委員	現況は確認したんですか。
主任 山崎	役員会で現地確認しました。航空写真の後に法の辺りをこれくらい盛っているという写真を載せています。この下が谷になって赤線、青線がある所になっていて高さでいうと1 0 mくらいになります。
北山委員	これを現況に戻せということは大変なことだと思います。
会長 川口	大変だとしても勝手にやっていることですし、そこに何が埋まっているかも確認しないといけないですし、良い土で埋めるならいいですが。現に●●のところで何が埋まっているかを一反ほど掘り返して確認していますから確認しないという訳にはいけないと思います。
河中委員	農業委員会で指示出さないといけないと思います。 一部現況復旧してもらわんといけない。
会長 川口	一番心配なのが掘ってその中に産業廃棄物でも埋まっていたら大事ですから。それを農業委員会は無許可で放置していたことになりますから。
北山委員	法面があるので、現況復旧で何メートルか土地を取ってもらわないといけない。
会長 川口	自分が勝手にやっていることなので、酷だが仕方ない。
近藤委員	大きい小さいで分けていたらきりが無い。
会長 川口	逆にそうしたらこの前やった人からも言われてしまいます。田んぼの部分だけ出してもらって他についてはうちには権限がないので。
柳井委員	田んぼのところに水路もありますね。
会長 川口	そこも埋めて青線も取ってしまっている。
北山委員	現況の写真だけだとわかりません。現地を見ないと。

河中委員	●●の土地ですか。
主任 山崎	●●の名義です。
檜山委員	●●が埋めたんですか。
主任 山崎	●●の土場だと思います。
事務局長 角田	平成17年に買われていました。それまでは右の●●の名義でした。最終的に●●から買われていました。
会長 川口	旧国道から捨て場まで●●が道を作って埋めに行っています。本人が●●に土地を買ってくれないかと聞いた時にいらないと言われて、他の業者に言って、見に行ったら進入路あった。その人は進入路として使わないように●●に言って別の業者が買っていると思っていた。 ●●の家からは狭いから入れないと思うので埋めたのは最近だと思います。この間、畑のところの非農地証明願を出されましてその時に農業委員会はわかりました。確認をしたら許可も出してないので、●●が勝手に付けているということです。
事務局長 角田	聞き取りについてさらに進めたいと思います。
河中委員	探せばこういう案件はいくらでも出てくると思います。
会長 川口	本来は、推進委員会と、農業員会で探していかないといけないです。
河中委員	金剛頂寺の方はどうしますか。
事務局長 角田	開発が絡んでいるので、開発の協議があってからかと思います。
会長 川口	開発の問題ではなく、委員会として、農地がつぶされていることが問題だと思います。塚谷の件と同じように現況復旧してもらわないといけないと思います。
近藤委員	どれもこれも同じように対応しないといけない。
河中委員	金剛頂寺の大部分は、農地ではないが、農地部分は、言わないといけないと思います。

会長 川口	勝手に開発しているので、開発審議会ではなく、町が解決しなければいけない問題である。 他に協議する案件はありますか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和7年第2回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)